



## 住民福祉課からのお知らせ

### 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市区町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

登録に必要なもの

運転免許証などの本人確認資料

手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226



## 税務会計課からのお知らせ

### 軽自動車税納付確認システム（軽JNK S・ジェンクス）について

軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）は、軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付状況を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムです。

令和5年1月から運用が開始されたことによって、軽自動車税の継続検査窓口での「納税証明書」の提示が原則不要となりました。

【注意点】

○以下のケースは、軽JNK Sによる納付確認ができないため、納税証明書が必要となる場合があります。

- ・納付したばかりのため、軽JNK Sに納付情報が登録されていない場合
- ・他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・中古車の購入直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合
- ・原動機付自転車（原付）、二輪、小型特殊自動車の場合

○軽自動車税（種別割）の納付方法によっては、納付情報が軽JNK Sに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。

問合せ 税務会計課 ☎82-1224



## 建設課からのお知らせ

### 『水道水 安心・安全 これからも』

#### 第65回「水道週間」6月1日（木）～7日（水）

梅雨の時期とはいえ晴れた日には真夏を思わせます。そんな時、蛇口から出る水を口にし、暑さをしのぐこともあると思います。

皆さんの家の蛇口から出てくる水道水は、川や井戸などの水が浄水場できれいにされ、水道管を通過して各家庭へと届けられています。水道の水は炊事・洗濯・お風呂等私たちの生活に欠かせない大切なものです。

途絶えることなく安全でおいしい水道水を供給するため、施設維持管理に日夜努力してまいります。時には断水することもあります。緊急時や施設を管理するうえで必要なことですので、ご理解ください。

6月1日から1週間は水道週間です。沢山あるように思える水ですが、私たちが飲める水はほんのわずかです。また、雨が少なく渇水となった場合はなおさらです。皆さんも限りある水のことについて考えてみませんか。

問合せ 建設課 水道担当 ☎82-1222